

「須佐地域ふるさとづくり協議会」会則

(名称)

第1条 この協議会は、須佐地域ふるさとづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、各種団体・行政区の自主自立活動を尊重し、その中であって、健康で豊かな住みよいあたたかい須佐地域をつくる運動を住民全体が総合的に進めるための調整と推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種団体・行政区間におけるふるさとづくりの合意の形成
- (2) ふるさとづくりの啓発
- (3) 各種団体・行政区間の連絡調整及び関係行政機関との連携
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この協議会は、第2条の目的に賛同する各種団体・行政区等の代表者又は、推薦された者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(組織)

第5条 協議会に、総会、幹事会を置く。

(総会)

第6条 総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、会長をもってあてる。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 会費の決定
- (6) その他総会が必要と認めた事項

4 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき会員は、賛同会員とする。

3 部会の運営については、別に定める。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成し必要のつど会長が招集する。

2 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の立案及び緊急に処理を要する主要事項
- (3) 第6条第4項及び第5項の規定は、幹事会の議決に準用する

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 3名

2 幹事は、各部会から5名以内を選出し、総会の承認を得て決定する。

3 会長は、幹事の中から幹事会で選出し、総会の承認を得て決定する。

4 監事は、会員の推薦する者のうちから総会において選任する。

5 副会長は、会長が指名する。

6 補欠の役員は、前項の規定にかかわらず前任者の推薦会員が推薦する者をもって選任されたものとし、次の総会に報告するものとする。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、第8条に定めるところにより、協議会の運営に参画する。

4 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理出席)

第12条 やむを得ない理由により会議、総会等に出席できない会員は、代理人を選任して出席させることができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、萩市須佐総合事務所地域振興部門内に置く。

(運営)

第14条 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第16条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が幹事会にはかって定める。

附 則

1 この会則は、昭和59年8月9日から執行する。

2 協議会設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から昭和60年3月31日までとし、協議会設立準備のために要した経費は設立当初の会計年度に含める。

3 協議会設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず昭和61年度の総会までとする。

4 平成8年6月25日、会則の一部を改正する。

5 平成17年5月20日、会則の一部を改正する。

6 平成22年5月24日、会則の一部を改正する。

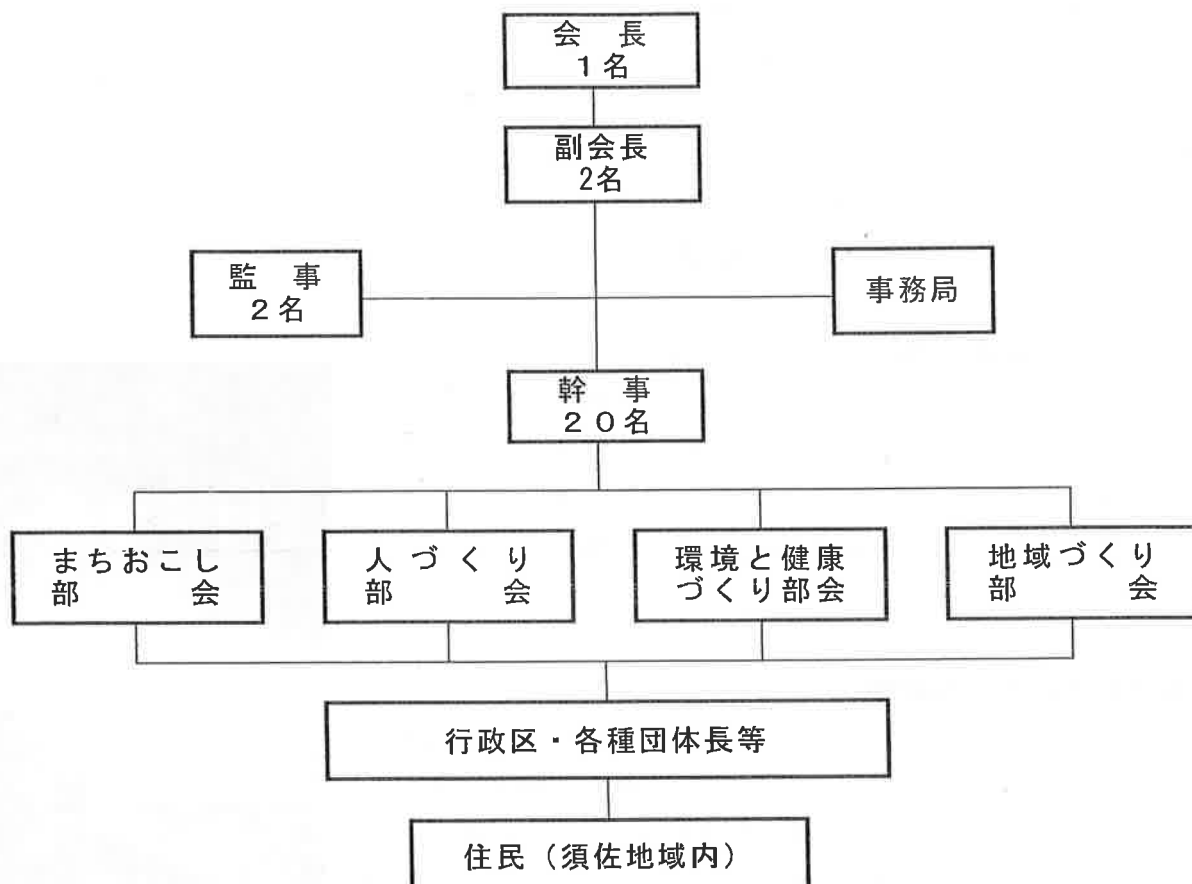
7 平成24年5月22日、会則の一部を改正する。

須佐地域ふるさとづくり協議会とは

○目 的

各種団体・行政区の自主自立活動を尊重し、その中にあって、健康で豊かな住よいあたたかい須佐地域をつくる運動を住民全体が総合的に進めるための調整と推進を図ることを目的として、昭和 59 年 8 月 9 日発足した。発足当時 83 団体、現在 101 団体加入。

○組織機構図



2, 800名(平成27年4月1日現在)
※昨年2,912名

【部 会】

- ◇まちおこし部会 (地域産業の活性化) 特産品づくり、産業おこし
- ◇人づくり部会 (心豊かで思いやりのある人づくり) 会報・あいさつ運動
- ◇環境と健康づくり部会 (心身ともに健全で美しいふるさとづくり) ゴミ捨て防止・健康体操
- ◇地域づくり部会 (人とのふれあい・交流・自主的な活動の推進) 空家調査・自治組織づくり



総 会



部 会 議



クリーン大作戦

■ふるさとづくり活動とは…

自分たちの住む地域社会を、みんなの力で住み良くしていこうという願いを実現しようとする活動を「ふるさとづくり活動」といいます。

したがって、何も特別変ったことではなく、軽い気持ちで日常生活の中で、ごく身近な気付いたことから実行すればいいのです。

○身近なことからはじめよう…

その第一歩は、まず地域の人々が気安く挨拶をし、ふれあい、話し合うことから始まります。出会い、ふれあい、むすびあいの雰囲気づくりこそもっとも大切なことです。

話し合いといっても、初めから特別に集まる必要はありません。地域内での立ち話から共通の話題を語り合うことから、色々なことが芽生えるものです。

このように、なんでもないきっかけから具体的な活動へ移っていくのが、ふるさとづくり活動の特徴ですし、自然の姿ともいえるでしょう。

ふるさとづくり活動を大別すると三種類に分けることができます。

①みんなが楽しめる活動

その一つは、住民相互が交流を深めつつ地域での生活をみんなで楽しみ、豊かな生活をめざす活動をいいます。スポーツ、文化、教養、レクリエーション、地域の祭り、盆踊りなどを行うことにより、住民同士が積極的に結びつく機会をつくる必要があります。



②地域課題を解決する活動

二つ目は、その地域の人々が、生活環境をよりよくしていくために、その地域の課題についてみんなで考え、協力し解決へ導く活動をいいます。ゴミ、し尿、交通安全、子どもの遊び場、防犯、防災、環境美化などの問題は、一人ひとりの力では解決が困難な問題です。一つの目的に向かって共に行動してこそはじめて連帯の心が生れます。



③お互いが助け合う活動

三つ目は、住民相互が助け合いお互いが理解を深め合う活動をいいます。一人暮らしや寝たきり老人、心身障害者のお世話、近所同士の助け合い、あるいは、献血、救助など困っている人々に援助の手をみんなで差しのべることです。新しい地域社会の創造は、住民の温かい相互理解による助け合いが、その前提になります。

